

(案)

第5次地域管理経営計画書
第5次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成29年4月	1日
至	平成34年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第5次地域管理経営計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自 平成29年4月 1日

至 平成34年3月31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたこと、また、健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から主伐・再造林を推進し、森林整備のための効率的な路網整備を促進するため、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成29年3月策定、計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日） の変更内容

（1）「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（1）国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。

（2）「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（4）主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ②更新総量 ③保育総量 ④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。

（3）「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（3）特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	3
① 伐採総量	3
② 更新総量	3
③ 保育総量	3
④ 林道の開設及び改良の総量	3
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	4
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	4
① 保護林	4

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、一ツ瀬川森林計画区を管轄区域とする国有林野26,644ha（不要存置8haを含む。）であり、宮崎県の中部に位置し、一ツ瀬川流域を包括する西都市と児湯郡の1市1郡（5町1村）からなり、一ツ瀬川、小丸川及び名貫川の中流域に位置している。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が14,884ha（育成単層林14,485ha、育成複層林399ha）、天然生林が10,927haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではシイ類、カシ類などとなっている。また、林相別にみると針葉樹林13,373ha、針広混交林2,711ha、広葉樹林9,728haとなっている。

本計画区は、掃部岳（1,223m）、国見山（1,036m）、尾鈴山（1,405m）に代表される山岳からなり、急峻な地形を呈している。脊梁部には掃部岳生物群集保護林、尾鈴コウヤマキ希少個体群保護林及び国見山ツガ希少個体群保護林と尾鈴アカマツ等遺伝資源希少個体群保護林を設定しているとともに、尾鈴山系一帯は、尾鈴県立自然公園に指定されているなど自然環境の保存・形成等に重要な役割を果たしている。

また、一ツ瀬川本流は、県民の生活に欠かせない水資源の源流部となっている。

なお、本計画区1市6町村は木材産業に対する依存度が極めて高いため、民有林との連携を図りながら林業・林産業の振興を図ることが地域の重要な課題となっている。

このため、本計画では、林産物の継続的かつ計画的な供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 寒川・吹山・横野地区（1～7、10～29、31～46、48～50、53～63、95～134林班）

掃部岳（1,223m）から東に国見山（1,036m）を経て一ツ瀬川に至る稜線を分水嶺とする三財川、三納川及び一ツ瀬川を集水域とする一ツ瀬川西側の寒川、吹山等の地区であり、地形が急峻で、その大半が水源かん養保安林に指定されていることなど、山地災害防止機能や水源涵養機能を発揮することが期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、三財川上流部の掃部岳周辺は、モミを中心としてアカマツ、ケヤキが点在する針広混交林であり、掃部岳生物群集保護林及び国見山ツガ希少個体群保護林、鳥獣保護区特別保護地区に指定されていること、暖帯林相の保全と貴重な動植物の保護及び森林レクリエーションの場の提供等保健文化機能等を発揮することが期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。なお、134ろ小班については、宮崎県自然環境保全地域特別地区に指定されている。

ウ 矢櫃地区（201～219、253、254、289～291林班）

尾鈴山（1,405m）西側の矢櫃地区（矢櫃・板谷・鹿遊）は、地形が急峻で山地災害防止機能や水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、当該地区を含む尾鈴山周辺は、尾鈴コウヤマキ希少個体群保護林及び鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能等を発揮することが期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	<u>289,316</u>	<u>337,105</u> (3,168)	<u>626,421</u> [31,579]
前 計 画	194,000	394,000 (3,206)	588,000

注 () は間伐面積である。
[] は、臨時的な伐採量で外書き。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	<u>521</u>	<u>2</u>	<u>524</u>
前 計 画	435	11	446

注 合計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	<u>1,640</u>	175	254	—	—
前 計 画	868	155	398	—	4

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)
数 量	<u>15</u>	<u>25,700</u>	<u>14</u>	<u>6,200</u>

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
<u>生物群集保護林</u>	<u>1</u>	<u>444</u>
<u>希少個体群保護林</u>	<u>3</u>	<u>132</u>
総 数	4	576

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成29年4月	1日
至	平成34年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から主伐・再造林を推進し、森林整備のための効率的な路網整備を促進するため、及び保安林整備等を促進するため、並びに保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により、保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成29年3月策定、計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日）の変更内容
 - （1）「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「（2）水源涵養タイプにおける施業群別面積等、（3）水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積、（4）伐採総量、（5）更新総量」を上記理由により変更する。
 - （2）「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。
 - （3）「4 治山に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。
 - （4）「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（1）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	4
	(6) 保育総量	4
3	林道の整備に関する事項	5
4	治山に関する事項	6
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
	(1) 保護林の名称及び区域	7

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	4,481.55	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	3,649.99	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	4,326.16	同上	80～120
	アカマツ長伐期	122.20	同上	80
	ケヤキ長伐期	22.88	同上	150
	その他人工林	27.83	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,883.12	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	692.59	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	105.16	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	2,856.82	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	115.20	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
	施業群設定外	1.06		
合計	18,284.56			

注： スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	<u>320</u>
スギ長伐期	<u>182</u>
ヒノキ長伐期	<u>180</u>
アカマツ長伐期	7
その他人工林	2
保護樹帯	156
スギ・ヒノキ複層林	69
天然林長伐期	5
天然林広葉樹	408
しいたけ原木	38

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	576	<u>18,310</u> (190)	<u>18,886</u>				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	<u>349</u> (4)	<u>349</u>				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	<u>195,153</u>	<u>15,399</u>	<u>210,522</u>			
	スギ長伐期	6,649	<u>128,487</u>	<u>135,136</u>			
	ヒノキ長伐期	233	<u>173,592</u>	<u>173,825</u>			
	スギ・ヒノキ複層林	<u>73,651</u>	<u>968</u>	<u>74,619</u>			
	その他人工林	<u>382</u>	—	<u>382</u>			
	天然林広葉樹	12,672	—	12,672			
	計	<u>288,740</u>	<u>318,446</u> (2,975)	<u>607,186</u>			
合 計	<u>289,316</u>	<u>337,105</u> (3,168)	<u>626,421</u>	<u>31,579</u>	<u>658,000</u>	—	<u>658,000</u>
年 平 均	<u>59,270</u>	<u>67,937</u> (637)	<u>127,207</u>	<u>6,393</u>	<u>133,600</u>	—	<u>133,600</u>

注 () は、間伐面積である。また、四捨五入の関係で面積が合わない。
年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
西 都 市	<u>164,238</u>	<u>112,184</u>	<u>276,422</u>				
木 城 町	<u>70,224</u>	<u>89,926</u>	<u>160,150</u>				
川 南 町	<u>25,941</u>	<u>23,767</u>	<u>49,708</u>				
都 農 町	28,913	<u>111,228</u>	<u>140,141</u>				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 ^{かん} タイプ	合 計
人 工 造 林	単層林 造 成	—	—	—	—	<u>408.58</u>	<u>408.58</u>
	複層林 造 成	1.05	—	—	—	<u>111.83</u>	<u>112.88</u>
	計	1.05	—	—	—	<u>520.41</u>	<u>521.46</u>
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	<u>2.15</u>	<u>2.15</u>
	計	—	—	—	—	<u>2.15</u>	<u>2.15</u>
合 計		1.05	—	—	—	<u>522.56</u>	<u>523.61</u>

(6) 保育総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 ^{かん} タイプ	合 計
保 育	下刈	32.07	—	—	—	<u>1,607.50</u>	<u>1,639.57</u>
	つる切	—	—	—	—	174.93	174.93
	除伐	—	—	—	—	254.27	254.27
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	32.07	—	—	—	<u>2,036.70</u>	<u>2,068.77</u>

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	平山1011林道	1006, 1007	2, 400	
		尾鈴1019林道	1019, 1025	1, 700	
		木和田1012林道	1011, 1012, 1015	1, 600	
		尾鈴1041林道	1040～1045	3, 000	
		尾鈴1052林道	1052	1, 000	
		白髭林道1055支線	1055, 1056	1, 000	
		尾鈴1051林道	1051, 1052	1, 600	
		尾鈴220林道	219, 220	1, 200	
		尾鈴245林道	282～284	3, 000	
		吹山42林道	41, 42	900	
		吹山14林道	14, 15	1, 200	
		吹山32林道	32	1, 000	
		吹山63林道	62, 63	3, 700	
		<u>平山林道</u>	<u>1006</u>	<u>400</u>	
		<u>尾鈴206林道</u>	<u>206, 207</u>	<u>2, 000</u>	
基 幹	改 良	前谷林道	97	300	
		寒川林道	124	500	
		折登林道	44	500	
		吹山林道	24	300	
		矢櫃林道	202	200	
		黒谷林道	242	500	
		板谷林道	222	300	
		板谷矢櫃林道	214, 215	500	
		木和田林道	1015, 1016	800	

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	改良	平山林道	1012	500	
		郷田林道	1023	500	
		袋谷林道	1045	500	
		大内藪林道	1053	500	
		<u>一ツ瀬林道</u>	<u>61</u>	<u>300</u>	
計	開設			<u>25,700</u>	<u>15</u> 路線
	改良			<u>6,200</u>	<u>14</u> 箇所

治山に関する事項

位置 (林班)	区分	工種	計画量 (箇所数又は面積)
1~4, 10, 14, 15, <u>20, 24, 25, 31, 36~39, 43~46, 50, 58~61, 72, 75, 80, 98, 99, 107, 109, 118, 119, 124, 128, 204, 211, 212, 215~217, 219~224, 226, 234, 235, 243, 245~247, 255, 256, 259, 260, 262, 264, 266, 267, 282~284, 288, 1015~1019, 1026, 1030, 1031, 1033, 1046, 1047, 1049, 1051, 1054~1056</u>	保全施設	溪間工	<u>50</u> 箇所
6, 7, 12, <u>23, 24, 28, 29, 32, 33, 34, 36~39, 41, 44, 45, 56, 60, 64, 67, 68, 75, 79, 96, 99, 103, 104, 112, 125, 130, 131, 203, 204, 206, 207, 211~213, 216, 217, 220~222, 225, 243, 245, 246, 247, 258, 259, 261, 262, 264~267, 269, 1012, 1021, 1024, 1032~1034, 1041, 1042, 1044, 1046, 1047, 1055</u>	保全施設	山腹工	<u>51</u> 箇所
281, 1079, 1049	保全施設	その他	5箇所
281, 1079	保安林整備	植栽工 刈除 <u>本数調整伐</u>	2ha
1, 2, 4, 5, 7, 12~14, 22, 24, 25, 28, 29, 34, 37~39, 42~44, 48~50, 55, 57, 59, 60, 75, 100, 121, 122, 124, 127, 133, 204, 207, 211~215, 217~219, 224, 226, 230~233, 235, 236, 246~248, 251, 256, 257, 259~262, 264, 266, 270, 272, 288, 1006, 1011, 1012, 1016, 1028, 1030~1033, 1041, 1045, 1053, 1055, 1056	保安林整備	本数調整伐	150ha
計	保安林整備		152ha
	保全施設		<u>106</u> 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
生物群集 保護林	掃部岳	既設	443.91	102 (全) 106 (全) 107 (全) 108 (全) 134 (全)	<p>掃部岳周辺の森林は、日本の温帯の夏緑広葉樹林を代表するブナ林が実質的な南限として暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブツバキクラスの森林の中にかろうじて生き残っている点で極めて重要である。</p> <p>このブナが生育する掃部岳山頂周辺のシラキーブナ群集、尾根や岩角地にはアケボノツツジーツガ群集、標高800m以上の雲霧帯におけるミヤマシキミーアカガシ群集及びそれに着生するコケ類・シダ類がみられるなど西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を呈している。</p> <p>これらの学術的価値の高い多様な自然生態系を一体的に維持を図り、併せて森林施業、森林管理技術の発展、学術研究等に資する。</p>
希少個体群 保護林	尾鈴アカマツ等遺伝資源	既設	109.91	209い	アカマツ、コウヤマキ、イチイガシ、タブノキの遺伝資源保存。
	尾鈴コウヤマキ	既設	14.67	216り 1033み 1037ね	コウヤマキ群生地の分布の南限で希少化しておりその特異性と規模から保護する必要があるため。
	国見山ツガ	既設	7.61	17か 19る	<p>国見山周辺は、九州でこの地域だけ生息しているコウヤマキ、ズイナ、ウワバミソウ等の襲速紀要素の植物が生息している。また、キバナノツキヌキホトトギス、ツクシイワシャジン等の固有種が多く、ミツバツツジ類やコゴメカラマツなどの山地で種分化したと考えられる種も多く、九州の中でも貴重な地域である。</p> <p>これらの学術的価値の高い多様な自然生態系を一体的に維持を図り、併せて森林施業、森林管理技術の発展、学術研究等に資する。</p>